

悪臭防止法に基づき町内全域が規制地域の指定を受けました

悪臭防止法は、事業所における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、これにより生活環境を保全することを目的としており、県の指定を受け、7月29日から町内の全域が規制地域の対象となりました。

規制地域が設定されたことにより、事業所から発生する特定悪臭物質の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいによって町民の生活環境が損なわれると認められるときには、事業主に対して改善勧告、改善命令をおこなうことになります。

★特定悪臭物質とは・・・・・・・・

においの元となる物質のことで、現在22種類が指定されています。発生源の例として、塗装や印刷の工程を有する事業所や畜産事業所などが挙げられます。

家庭のごみを野外で焼却しないようにお願いします

ごみの野外焼却禁止について、これまでも町の広報紙や防災無線等を通じてお知らせしていますが、今もときどき**家の庭先などでごみを燃やしている**のを見かけることがあります。

ご承知のとおり、野外でごみ等を燃やすことはダイオキシン類の有害物質だけでなく、煙やすなどが発生し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすため**法律で禁止されています**。

外でごみを燃やす行為は、どこの家庭でも日常的におこなわれてきたため、それが当たり前とされてきましたが、環境に対する住民の皆さんの関心が高まってきている昨今、集落内でごみを燃やす方への指導について役場に苦情を寄せられる方も増えてきています。

同じ集落内でお互い気まずい思いをしないためにも、子どもや孫の世代に汚染された環境を残さないためにも、家庭ごみの適正処理にご理解とご協力をお願いします。

ごみを外で燃やせば、近所迷惑になることをお忘れなく!!

上記に関するお問い合わせは、役場 保健衛生課 衛生係 (☎57-1111 内線236) まで



保健師メモ

痛風について

〔痛風とは〕

痛風はある日突然、足の親指の関節が赤く腫れて痛みだします。その後1〜2日で痛みが最高潮に達しその痛みは激烈で全く歩けなくなることもあります。(痛風発作)これはたいていの場合1週間から10日で治まり、しばらくすると症状もなくなります。

〔痛風の原因〕

痛風は患者の大半が男性で、その理由は痛風の原因である尿酸の血液中の濃度(血清尿酸値)が女性の方が低いためです。尿酸は炭素、窒素、酸素、水素の科学物質でプリン体と呼ばれる物質のひとつです。プリン体には多くの種類がありそれらが最終的に分解され尿の中に捨てられる形になったものが尿酸です。

〔尿酸値の正常値は〕

尿酸は発病する前から血液中で増えています。そのため

血液検査で尿酸値を計ることが痛風対策の第一歩です。尿酸値の標準値は男性が3.8〜7.5 mg/dl、女性が2.4〜5.8 mg/dlといわれていますが、あくまでも参考値です。

〔痛風の応急処置〕

- ①患部を冷やす
- ②発作の起こった関節を安静に(マッサージはダメ)
- ③禁酒をする
- ④早めに病院で医師の診察を受ける

〔痛風の予防策〕

- ①肥満を解消しましょう。偏食を避け多くの品目をゆっくり噛んで食べましょう。
- ②アルコール飲料を控えましょう。飲みすぎに注意しましょう。
- ③積極的に水分を補給しましょう。
- ④軽い運動をしましょう。ウォーキングは有効です。
- ⑤ストレスをためないようにしましょう。

〔詳細については〕

役場保健衛生課保健師まで